

XI 関係法・条例等

1. 豊橋市防災会議

(1) 豊橋市防災会議条例

(昭和 38 年 4 月 1 日 条例第 13 号)

最終改正 平成 24 年 9 月 24 日 条例第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、豊橋市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

一部改正（平成 11 年条例 72 号）

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊橋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正（平成 24 年条例 37 号）

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 35 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の水道事業及び下水道事業管理者
 - (6) 市の教育委員会の教育長
 - (7) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
 - (8) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とし、委員は、再任されることができる。

一部改正（昭和 38 年条例第 35 号・41 年 43 号・平成 7 年 36 号・13 年 23 号・24 年 37 号）

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和38年10月1日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和41年12月26日条例第43号抄）

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附則（平成7年9月19日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成11年12月22日条例第72号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成13年3月30日条例第23号抄）

(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成24年9月24日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 豊橋市防災会議委員名簿

(令和7年4月1日現在)

会 長	豊 橋 市 長	長坂 尚登
委 員	豊 橋 市 議 会 議 長	伊藤 篤哉
	豊橋市議会総務委員会委員長	本多 洋之
	愛 知 県 東 三 河 総 局 長	松崎 健吾
	愛 知 県 豊 橋 警 察 署 長	清永 芳弘
	愛 知 県 東 三 河 建 設 事 務 所 長	林 克行
	愛 知 県 東 三 河 農 林 水 産 事 務 所 長	柴田 尚
	愛 知 県 三 河 港 務 所 長	堀尾 朋宏
	陸上自衛隊第10師団第10高射特科大隊長	富田 典幸
	第四管区海上保安本部三河海上保安署長	大村 将稔
	国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所長	稲垣 良和
	日 本 郵 便 株 式 会 社 豊 橋 南 郵 便 局 長	伊藤 文人
	西日本電信電話株式会社東海支店設備部長	本多 裕治
	東海旅客鉄道株式会社豊橋駅長	神山 隆
	中部電力パワーグリッド株式会社豊橋支社副支社長	西田 仁彦
	ソーラエナジー株式会社豊橋供給センター所長	鈴木 恒吉
	豊橋鉄道株式会社代表取締役社長	岩ヶ谷 光晴
	豊 橋 陸 運 協 会 長	辻 直樹
	株式会社東海日日新聞社代表取締役社長	白井 収
	株式会社東愛知新聞社代表取締役	芦沢 典幸
	豊 橋 市 医 師 会 長	福井 一裕
	豊 橋 市 自 治 連 合 会 長	川本 恭久
	豊 橋 市 消 防 団 長	松本 敬一
	豊橋市女性防火クラブ連絡協議会長	浅井 真紀
	豊 橋 女 性 団 体 連 絡 会 会 長	夏目 美鈴
	明海地区産業基地防災連絡協議会長	阿部 守一
	豊橋市民生委員児童委員協議会長	近藤 広一
	豊 橋 市 副 市 長	島村 喜一
	豊橋市危機管理統括部長	中野 浩二
	豊 橋 市 総 務 部 長	広地 学
	豊 橋 市 教 育 長	原田 憲一
	豊 橋 市 福 祉 部 長	本田 佳之
	豊 橋 市 上 下 水 道 局 長	朽名 栄治
	豊 橋 市 消 防 長	本橋 由行

(会長1名 委員33名)

(3) 豊橋市防災会議運営要綱

(昭和38年6月20日 決裁)
最終改正 令和5年2月27日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市防災会議条例（昭和38年豊橋市条例第13号）第6条の規定に基づき、豊橋市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 防災会議に災害部会及び救助部会を設ける。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告しなければならない。
- 7 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときはその代理者を出席させることができる。

- 2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し会長に届け出ておかなければならない。

(幹事会)

第4条 防災会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事若干名で構成し、幹事は委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事会は、あらかじめ会長が指名するものが幹事長となり、会務を総理する。
- 4 幹事会は、次の事項を処理する。

- (1) 防災会議に提出する議案の検討、立案
- (2) その他会長から命ぜられた事項

(異動等の報告)

第5条 防災会議の委員並びに幹事に異動等があった場合は、後任者はその役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会議の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査審議を行う場合
- (2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場

合

(会議の招集)

第7条 防災会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議の書面開催)

第8条 条例第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合、会長が、必要と認めるときは、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催し議決することができる。

- (1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を招集する時間的猶予がないとき
- (2) その他防災会議を招集することが適当でないとき

(会議録)

第9条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 防災会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 防災会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第10条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 防災会議の庶務は、防災危機管理課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和38年6月24日から実施する。

附 則(昭和55年3月31日)

この要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

附 則(平成8年8月8日)

この要綱は、平成8年8月8日から実施する。

附 則(平成11年3月31日)

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則(平成23年3月31日決裁)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日決裁）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日決裁）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 24 日決裁）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 27 日決裁）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 豊橋市災害対策本部条例

(昭和 38 年 4 月 1 日 条例第 14 号)

改正 平成 24 年 9 月 24 日 条例第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、豊橋市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

一部改正（平成 8 年条例 24 号・24 年 37 号）

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 24 年 9 月 24 日条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 豊橋市地震災害警戒本部条例

(平成 14 年 6 月 13 日 条例第 33 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 18 条第 4 項の規定に基づき、豊橋市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市長が市の職員のうちから任命する者

(3) 市の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(4) 市長が特に必要と認め、委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第 1 項の部に属する本部員のうちから同部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 災害対策基本法（抄）

（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）

最終改正 令和 5 年 6 月 16 日号外法律第 58 号

（目的）

第 1 条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
- (4) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- (5) 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- (6) 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 1 項の港湾局（第 82 条第 1 項において「港湾局」という。）、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 条第 1 項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- (7) 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

(8)防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

(9)防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項の委員会若しくは第3号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第12条第8項、第28条の3第6項第3号及び第28条の6第2項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

(10)地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 2以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 2以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであることを問わず、一体として

国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 災害及び災害の防止に関する科学研究とその成果の実現に関する事項
 - (2) 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
 - (3) 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項
 - (4) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
 - (5) 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
 - (6) 災害の予報及び警報の改善に関する事項
 - (7) 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第3号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
 - (8) 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
 - (9) 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
 - (10) 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
 - (11) 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
 - (12) 地方公共団体の相互応援及び第86条の8第1項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
 - (13) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
 - (14) 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
 - (15) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
 - (16) 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
 - (17) 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
 - (18) 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
 - (19) 防災思想の普及に関する事項
- （市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（都道府県災害対策本部）

第23条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

- 2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。
- 3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 4 都道府県災害対策本部は、当該都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
 - (3) 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するための必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - (1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

(2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(職員の派遣の要請)

第29条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前2項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第30条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

第41条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

(1) 水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項及び第6項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第33条第1項に規定する指定管理団体の水防計画

(2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画

(3) 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第1項の海岸保全基本計画

- (4)地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第9条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画
- (5)活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第3条第1項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第8条第1項に規定する防災営農施設整備計画、同条第2項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第3項に規定する防災漁業経営施設整備計画
- (6)地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画
- (7)半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条第1項に規定する半島振興計画
- (8)前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画
（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1)当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第4項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2)当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3)当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（指定緊急避難場所の指定）

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定緊急避難場所に関する届出）

第49条の5 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第49条の6 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第49条の4第1項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により第49条の4第1項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定避難所の指定）

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

- 2 第49条の4第2項及び第3項並びに前2条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第49条の4第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第49条の7第1項」と、前条中「第49条の4第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県知事は、前項において準用する第49条の4第3項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、そ

の旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第 49 条の 8 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第 49 条の 9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第 49 条の 10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第 1 項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第 49 条の 11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第 1 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第2項又は第3項の規定による同条第1項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第2項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- (4) 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (5) 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第49条の15 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難

支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第49条の17において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前2項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

第49条の16 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の17 第49条の15第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（発見者の通報義務等）

第54条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは

海上保安官に通報しなければならない。

- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 3 第1項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
- 4 第1項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(市長村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第6項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(広域避難の協議等)

第61条の4 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第60条第1項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 第1項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、同項の居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在（以下「広域避難」という。）の用

に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

- 4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。
- 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第4項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県外広域避難の協議等）

第61条の5 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

- 2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、要避難者の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 4 第2項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
- 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、第1項の規定による滞在（以下「都道府県外広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 6 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第2項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。
- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

- 1 1 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 1 2 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 1 3 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 1 4 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第6項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(市町村長による都道府県外広域避難の協議等)

第61条の6 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 4 第1項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、同項の要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 5 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 6 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 9 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第7項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第5項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 第9項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第61条の7 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第61条の4第1項の規定による協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第61条の5第2項の規定による協議の相手方その他都道

府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

(居住者等の運送)

第 61 条の 8 都道府県知事は、都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならない

(市町村長の警戒区域設定権等)

第 63 条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第 1 項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた同法第 8 条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第 1 項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第 61 条の 2 の規定は、第 1 項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

第 65 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第 63 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第 1 項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第 67 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第 68 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第 68 条の 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第 8 条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前 2 項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(災害時における交通の規制等)

第 76 条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第 4 項及び第 76 条の 3 第 1 項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第 76 条の 2 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

3 前 2 項の規定による駐車については、道路交通法第 3 章第 9 節及び第 75 条の 8 の規定は、適用しない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従つて車両を移動し、又は駐車しなければならない。

5 第1項、第2項又は前項の規定による車両の移動又は駐車については、前条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用しない。

第76条の3 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

3 前2項の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

5 第1項（前2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従って行う措置及び第2項（前2項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第1項、第2項及び第4項の規定は、適用しない。

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第3項若しくは第4項において準用する第1項の規定による命令をし、又は第3項若しくは第4項において準用する第2項の規定による措置をとるときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第76条の4 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第76条の6第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

2 前項の「道路管理者等」とは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道にあっては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）、港湾管理者（港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者をいい、同条第5項第4号の道路（同条第6項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第76条の7第2項において同じ。）又は漁港管理者（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第3条第2号イの道路（同法第40条第1項又は第2項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第76条の7第3項においても同じ。）をいう。

3 会社管理高速道路（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社（第76条の6第6項及び第7項において「会社」という。）が同法第4条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。）をいう。第76条の6において同じ。）の区間について前項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中

「道路管理者（高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この項において「機構」という。）」と、「第 76 条の 6 第 1 項」とあるのは「第 76 条の 6 第 5 項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第 1 項」とする。

- 4 公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法第 14 条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第 15 条第 1 項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第 76 条の 6 第 8 項及び第 9 項において同じ。）の区間について第 1 項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「地方道路公社（第 4 項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。）」と、「第 76 条の 6 第 1 項」とあるのは「第 76 条の 6 第 8 項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わつて地方道路公社が行う同条第 1 項」とする。

第 76 条の 5 国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

（災害時における車両の移動等）

第 76 条の 6 第 76 条の 4 第 2 項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第 3 項第 3 号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

- 3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第 1 項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

（1）第 1 項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

（2）道路管理者等が、第 1 項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

（3）道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第 1 項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

- 4 道路管理者等は、第 1 項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

- 5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第 1 項から前項までの規定による権限を行うものとする。

- 6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。
- 7 機構は、第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。
- 8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第1項から第4項までの規定による権限を行うものとする。
- 9 第5項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。

第76条の7 国土交通大臣は道路法第13条第1項に規定する指定区間外の国道（同法第3条第2号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同法第3条第3号に掲げる都道府県道をいう。）及び市町村道（同法第3条第4号に掲げる市町村道をいう。以下この項において同じ。）に関し、都道府県知事は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

- 2 国土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該港湾管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該漁港管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

第76条の8 第76条の6に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限並びに前条第1項及び第2項に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（指定公共機関等の応急措置）

第80条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(安否情報の提供等)

第 86 条の 15 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があつたときは、回答することができる。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第 1 項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第 1 項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(物資又は資材の供給の要請等)

第 86 条の 16 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第 86 条の 17 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害応急対策必要物資の運送)

第 86 条の 18 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材（次項において「災害応急対策必要物資」という。）の運送を要請することができる。

- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

(災害復旧の実施責任)

第 87 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

(罹災証明書の交付)

第 90 条の 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被災者台帳の作成)

第 90 条の 3 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第 1 項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

- 2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

- 3 市町村長は、第 1 項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 4 市町村長は、第 1 項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(台帳情報の利用及び提供)

第 90 条の 4 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第 1 項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

- 2 前項（第 1 号又は第 3 号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和37年政令第287号で昭和37年7月10日から施行)

(附則以下省略)

3. 気象業務法（抄）

（昭和27年6月2日法律第165号）

最終改正 令和6年4月24日号外法第20号

（定義）

第2条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3 この法律において「水象」とは、気象、地震又は火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。

（1）気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

（2）気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報

（3）気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表

（4）地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表

（5）前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表

（6）前各号の業務を行うに必要な研究

（7）前各号の業務を行うに必要な附帯業務

5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

（気象庁以外の者の行う気象観測）

第6条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

（1）研究のために行う気象の観測

（2）教育のために行う気象の観測

（3）国土交通省令で定める気象の観測

2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従ってこれをしなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

（1）その成果を発表するための気象の観測

（2）その成果を災害の防止に利用するための気象の観測

3 前2項の規定により気象の観測を技術上の基準に従ってしなければならない者がその施設を設置したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。

4 気象庁長官は、気象に関する観測網を確立するため必要があると認めるときは、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観測の成果を報告することを求めることができる。

（観測成果等の発表）

第11条 気象庁は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果並びに気象、地象及び水象に

関する情報を直ちに発表することが公衆の利便を増進すると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下単に「報道機関」という。）の協力を求めて、直ちにこれを発表し、公衆に周知させるように努めなければならない。

（地震防災対策強化地域に係る地震に関する情報等の報告）

第11条の2 気象庁長官は、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測及び研究並びに地震に関する土地及び水域の測量の成果に基づき、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、政令で定めるところにより、発生のおそれがあると認める地震に関する情報（当該地震の発生により生ずるおそれのある津波の予想に関する情報を含む。）を内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 気象庁長官は、前項の規定により報告をした後において、当該地震に関し新たな事情が生じたと認めるときは、その都度、当該新たな事情に関する情報を同項の規定に準じて報告しなければならない。この場合において、同項中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣（大規模地震対策特別措置法第10条第1項の規定により地震災害警戒本部が設置されたときは、内閣総理大臣及び地震災害警戒本部長）」と読み替えるものとする。

（予報及び警報）

第13条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第16条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第1項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前2項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第13条の2 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 気象庁は、第1項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の基準の変更について準用する。

5 前条第3項の規定は、第1項の警報（第15条の2第1項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第14条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第13条第3項の規定は、第1項の予報及び警報をする場合に準用する。

第14条の2 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和24年法律第193号）第10条第2項の規定により指定された河川について、水防に関す

る事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 3 気象庁は、水防法第 11 条第 1 項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第 11 条の 2 第 2 項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。
- 4 気象庁は、水防法第 11 条の 2 第 2 項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。
- 5 第 13 条第 3 項の規定は、第 1 項から第 3 項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第 3 項中「前 2 項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 6 第 2 項又は第 3 項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第 17 条及び第 23 条の規定は、適用しない。

第 15 条 気象庁は、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項又は前条第 1 項から第 3 項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）、西日本電信電話株式会社（同法第 1 条の 2 第 3 項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第 1 項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第 1 項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第 1 項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第 15 条の 2 気象庁は、第 13 条の 2 第 1 項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第 2 項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第 1 項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第 2 項又は前項において準用する前条第 2 項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

- 5 前条第5項の規定は海上保安庁の機関が第1項の通知を受けた場合に、同条第6項の規定は日本放送協会の機関が第1項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

4. 大規模地震対策特別措置法

(昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号)

最終改正 令和 6 年 5 月 24 日号外法律第 37 号

(目的)

第 1 条 この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地震災害

地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

(2) 地震防災

地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

(3) 地震予知情報

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 11 条の 2 第 1 項に規定する地震に関する情報及び同条第 2 項に規定する新たな事情に関する情報をいう。

(4) 地震防災対策強化地域

次条第 1 項の規定により指定された地域をいう。

(5) 指定行政機関

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関をいう。

(6) 指定地方行政機関

災害対策基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。

(7) 指定公共機関

災害対策基本法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。

(8) 指定地方公共機関

災害対策基本法第 2 条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。

(9) 地震防災計画

地震防災基本計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画をいう。

(10) 地震防災基本計画

中央防災会議が地震防災対策強化地域について地震防災に関し作成する基本的な計画をいう。

(11) 地震防災強化計画

災害対策基本法第 2 条第 9 号に規定する防災業務計画、同条第 10 号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 31 条第 1 項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項について定めた部分をいう。

(12) 地震防災応急計画

第7条第1項又は第2項に規定する者が地震防災応急対策に関し作成する計画をいう。

(13) 警戒宣言

第9条第1項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

(14) 地震防災応急対策

警戒宣言が発せられた時から当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで又は発生するおそれがあるまでの間において当該大規模な地震に関し地震防災上実施すべき応急の対策をいう。

(地震防災対策強化地域の指定等)

第3条 内閣総理大臣は、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第1項の規定による強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第1項の規定による強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前3項の規定は、内閣総理大臣が第1項の規程による強化地域の指定の解除をする場合に準用する。

(強化地域に係る地震に関する観測及び測量に実施の強化)

第4条 国は、強化地域に係る大規模な地震の発生を予知し、もって地震災害の発生を防止し、又は軽減するため、計画的に、地象、水象等の常時観測を実施し、地震に関する土地及び水域の測量（以下この条及び第33条において「測量」という。）の密度を高める等観測及び測量の実施の強化を図らなければならない。

(地震防災基本計画)

第5条 中央防災会議は、第3条第1項の規定による強化地域の指定があつたときは、当該強化地域に係る地震防災基本計画を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

2 地震防災基本計画は、警戒宣言が発せられた場合における国の地震防災に関する基本的方針、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の基本となるべき事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

3 災害対策基本法第34条第2項の規定は、第1項の地震防災基本計画を作成し、又は修正した場合に準用する。

(地震防災強化計画)

第6条 第3条第1項の規定による強化地域の指定があつたときは、指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の委員会若しくは災害対策基本法第2条第3号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては第11条第6項第3号及び第13条第1項を除き当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあっては当該事務については当該委任を受けた指定地方行政機関の長をいう。以下同じ。）及び指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた指定地方公共機関。以下同じ。）は災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

(2)避難地、避難路、消防用施設その他当該大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項

(3)当該大規模な地震に係る防災訓練に関する事項その他当該大規模な地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第21条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長)は同法第2条第10号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第27条第1項に規定する石油コンビナート等防災本部(第28条第2項において「石油コンビナート等防災本部」という。)及び同法第30条第1項に規定する防災本部の協議会は同法第31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項第1号に掲げる事項を定めるものとするほか、同項第2号及び第3号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

3 地震防災強化計画は、地震防災基本計画を基本とするものとする。

(地震防災応急計画)

第7条 強化地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者(前条第1項に規定する者を除く。)は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、地震防災応急計画を作成しなければならない。

(1)病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設

(2)石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

(3)鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

(4)前3号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

2 第3条第1項の規定による強化地域の指定の際、当該強化地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者(前条第1項に規定する者を除く。)は、当該指定があつた日から6月以内に、地震防災応急計画を作成しなければならない。

3 地震防災応急計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、地震防災応急計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該計画を変更しなければならない。

4 地震防災応急計画は、当該施設又は事業についての地震防災応急対策に係る措置に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

5 地震防災応急計画は、地震防災強化計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

6 第1項又は第2項に規定する者は、地震防災応急計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該地震防災応急計画を都道府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

7 第1項又は第2項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都道府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

8 都道府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

(地震防災応急計画の特例)

第8条 前条第1項又は第2項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第1項の政令で定める施設又は事業に関し同条第4項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分(次項において「地震防災規程」という。)は、当該施設又は事業に係る地震防災応急計画とみなしてこの法律を適用する。

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項若しくは第 8 条の 2 第 1 項に規定する消防計画又は同法第 14 条の 2 第 1 項に規定する予防規程
- (2) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 28 条第 1 項に規定する危害予防規程
- (3) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 26 条第 1 項（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する危害予防規程
- (4) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 30 条第 1 項（同法第 37 条の 7 第 3 項又は第 37 条の 10 で準用する場合を含む。）に規定する保安規程
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条第 1 項に規定する保安規程
- (6) 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 27 条第 1 項に規定する保安規程
- (7) 石油コンビナート等災害防止法第 18 条第 1 項に規定する防災規程
- (8) 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2 地震防災規程を作成した者は、前条第 6 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。地震防災規程を変更したときも、同様とする。

（警戒宣言等）

第 9 条 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 強化地域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、警戒態勢を執るべき旨を公示すること。
- (2) 強化地域に係る指定公共機関及び都道府県知事に対して、法令又は地震防災強化計画の定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨を通知すること。

2 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、直ちに、当該地震予知情報の内容について国民に対し周知させる措置を執らなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、気象庁長官をして当該地震予知情報に係る技術的事項について説明を行わせるものとする。

3 内閣総理大臣は、警戒宣言を発した後気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、当該地震の発生のおそれがなくなつたと認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒解除宣言を発するとともに、第 1 項第 1 号に規定する者に対し警戒態勢を解くべき旨を公示し、及び同項第 2 号に規定する者に対し同号に掲げる措置を中止すべき旨を通知するものとする。

（地震災害警戒本部の設置）

第 10 条 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、内閣府設置法第 40 条第 2 項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

2 警戒本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間は、内閣総理大臣が閣議にかけて決定する。

（警戒本部の組織）

第 11 条 警戒本部の長は、地震災害警戒本部長（以下第 13 条までにおいて「本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国务大臣）をもって充てる。

2 本部長は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 警戒本部に、地震災害警戒副本部長、地震災害警戒本部員その他の職員を置く。

- 4 地震災害警戒副本部長は、国務大臣をもって充てる。
- 5 地震災害警戒副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。地震災害警戒副本部長が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 本部長及び地震災害警戒副本部長以外のすべての国務大臣
 - (2) 内閣危機管理監
 - (3) 内閣府副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 地震災害警戒副本部長及び地震災害警戒本部員以外の地震災害警戒本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
(警戒本部の所掌事務)

第12条 警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策又は災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）の総合調整に関すること。
- (2) 次条の規定及び第15条において準用する災害対策基本法第28条の6第1項の規定により本部長の権限に属する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務
(本部長の権限)

第13条 本部長は、地震防災応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長（第15条において準用する災害対策基本法第28条の5の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員を含む。）、関係地方公共団体の長その他の執行機関、関係指定公共機関並びに関係指定地方公共機関に対し、必要な指示を行うことができる。

- 2 本部長は、地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。
(警戒本部の廃止)

第14条 警戒本部は、当該地震予知情報に係る地震災害に関し災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された時又は警戒本部の設置期間が満了した時に、廃止されるものとする。
(警戒本部に関する災害対策基本法の準用)

第15条 災害対策基本法第24条第2項、第28条の5及び第28条の6第1項の規定は、警戒本部が設置された場合に準用する。この場合において、同法第28条の5第1項中「災害応急対策」とあるのは、「災害応急対策又は大規模地震対策特別措置法第2条第14号の地震防災応急対策」と読み替えるものとする。
(都道府県地震災害警戒本部及び市町村地震災害警戒本部の設置)

第16条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域に係る都道府県知事又は市町村長は、都道府県地震災害警戒本部（以下「都道府県警戒本部」という。）又は市町村地震災害警戒本部（以下「市町村警戒本部」という。）を設置するものとする。

(都道府県警戒本部の組織及び所掌事務等)

第 17 条 都道府県警戒本部の長は、都道府県地震災害警戒本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

- 2 都道府県警戒本部に、都道府県地震災害警戒副本部長、都道府県地震災害警戒本部員その他の職員を置く。
- 3 都道府県地震災害警戒副本部長は、都道府県地震災害警戒本部員のうちから当該都道府県の知事が任命する。
- 4 都道府県地震災害警戒副本部長は、都道府県地震災害警戒本部長を助け、都道府県地震災害警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 都道府県地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - (2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - (3) 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - (4) 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長（第 23 条第 5 項において「警察本部長」という。）
 - (5) 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 当該都道府県の区域内の市町村及び消防機関の職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - (7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6 都道府県地震災害警戒副本部長及び都道府県地震災害警戒本部員以外の都道府県警戒本部の職員は、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 7 都道府県警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 当該都道府県の地域において指定地方行政機関の長、市町村の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関すること。
 - (2) 当該都道府県の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関すること。
 - (3) 次項の規定により都道府県地震災害警戒本部長の権限に属する事務
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- 8 都道府県地震災害警戒本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る地震防災応急対策等を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 9 前各号に規定するもののほか、都道府県警戒本部に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。
- 10 都道府県警戒本部が設置されている場合においては、災害対策基本法第 14 条第 1 項に規定する都道府県防災会議は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同項第 1 号に掲げる事務で当該地震予知情報に係る地震災害に関するものを行わないものとする。

(市町村警戒本部の組織及び所掌事務等)

第 18 条 市町村警戒本部の長は、市町村地震災害警戒本部長とし、市町村長をもって充てる。

- 2 市町村警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関すること。
 - (2) 次項の規定により市町村地震災害警戒本部長の権限に属する事務
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- 3 市町村地震災害警戒本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、市町村警戒本部の組織その他必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

(都道府県警戒本部又は市町村警戒本部の廃止)

第19条 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に関し災害対策基本法第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された時に、廃止されるものとする。

2 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第9条第3項の警戒解除宣言があったときは、速やかに廃止するものとする。

(地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用)

第20条 災害対策基本法第51条第1項の規定は地震予知情報の伝達について、同法第52条の規定は警戒宣言が発せられた場合における防災に関する信号について、同法第55条から第57条までの規定は都道府県知事又は市町村長が警戒宣言が発せられたことを知った場合について準用する。この場合において、同法第51条第1項中「公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第2条第14号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるものとする。

(地震防災応急対策及びその実施責任)

第21条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。

(1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

(4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

(5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

(6) 緊急輸送の確保に関する事項

(7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 警戒宣言が発せられたときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、地震防災応急対策を実施しなければならない。

3 前項に規定する者は、地震防災応急対策を的確かつ円滑に実施するため相互に協力しなければならない。

(住民等の責任)

第22条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内の居住者等は、火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備その他当該地震に係る地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な措置を執るとともに、市町村長、警察官、海上保安官その他の者が実施する地震防災応急対策に係る措置に協力しなければならない。

(市町村長の指示等)

第23条 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第7条第6項又は第8条第2項の規定による送付した者（政令で定めた者を除く。）が第21条第2項の規定による地震防災応急対策の実施をしていないことが明らかであると認めるときは、その者に対し、直ちにその実施をすべきことを指示することができる。

2 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第7条第1項又は第2項に規定する者で同条6項又は第8条第2項の規定による送付をしていないもの（政令で定める者を除く。）が管理し、又は運営する施設又は事業に関し、

当該地震の発生により危険な事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、その者に対し、執るべき措置を明示してこれを直ちに実施すべきことを指示することができる。

- 3 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、当該地震の発生により危険な事態を生ずるおそれがあると認められる物件の占有者、所有者又は管理者(第6条第1項又は第7条第1項若しくは第2項に規定する者を除く。)に対し、地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な限度において、直ちに当該物件の除去、保安その他必要な措置を執るべきことを指示することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、当該地震に係る地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要があると認めるときは、前3項に規定する者に対し、必要な措置を執るべきことを要請し、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要求があったときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

(交通の禁止又は制限)

第24条 強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の都道府県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、当該強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要があると認めるとき、又は地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、必要な限度において、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

(避難の際における警察官の警告、指示等)

第25条 警察官は、警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。この場合において、警察官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を執ることができる。

(地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用)

第26条 災害対策基本法第58条、第60条、第61条、第61条の2(同法第63条第4項において準用する場合を含む。)、第63条第1項及び第2項、第67条、第68条、第74条、第74条の4並びに第79条に規定は、警戒宣言が発せられた場合について準用する。この場合において、同法第58条中「災害応急対策責任者」とあるのは「大規模地震対策特別措置法第2条第14号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と、同法第60条第4項中「報告しなければ」とあるのは「報告し、及び管轄警察署長に通知しなければ」と読み替えるものとする。

- 2 災害対策基本法第72条第1項及び第3項の規定は、警戒宣言が発せられた場合に都道府県知事が市町村長に対して行う指示について準用する。
- 3 災害対策基本法第86条の規定は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な国有財産等の貸付け又は使用について準用する。

(応急公用負担の特例)

第27条 市町村長は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用することができる。

- 2 災害対策基本法第63条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

- 3 都道府県知事は、第21条第1項第4号から第8号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第8条から第10条までの規定の例により、協力命令若しくは保管命令を発し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。
- 4 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。
- 5 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第21条第1項第4号から第8号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、地震防災強化計画の定めるところにより、当該措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。
- 6 国又は地方公共団体は、第1項、第3項又は前項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 7 第3項又は第5項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。
- 8 前項の公用令書には、政令で定めるところにより、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
 - (3) 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、土地又は家屋の使用にあっては使用する土地又は家屋の所在する場所及び当該使用に係る期間、物資の使用又は収用にあっては使用又は収用する物資の種類及び数量、物資の所在する場所並びに当該使用又は収用に係る期間又は期日
- 9 災害対策基本法第83条の規定は、第3項の規定により都道府県の職員が立ち入る場合及び第5項の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関の職員が立ち入る場合に準用する。
- （避難状況等の報告）
- 第28条 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、政令で定めるところにより、当該市町村の居住者等の避難の状況等を都道府県警戒本部に報告しなければならない。この場合において、都道府県地震災害警戒本部長は、当該報告の概要を警戒本部に通知しなければならない。
- 2 市町村長は都道府県警戒本部に対し、指定行政機関の長、指定公共機関の代表者、都道府県地震災害警戒本部長又は石油コンビナート等防災本部の本部長は警戒本部に対し、それぞれ、政令で定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置の実施状況を報告しなければならない。
- （補助等）
- 第29条 国は、地震防災強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備に関する事業が円滑に実施されるようにするため、予算の範囲内において、当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。
- （地震防災応急対策に要する費用の負担）
- 第30条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、地震防災応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(財政措置に関する災害対策基本法の準用)

第31条 災害対策基本法第92条の規定は第26条第1項において準用する同法第67条第1項、第68条、第74条第1項又は第74条の4の規定による応援に要した費用について、同法第93条の規定は第26条第2項において準用する同法第72条第1項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災応急対策に係る措置に要した費用及び応援のために要した費用について、同法第94条の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同法第95条の規定は第13条第1項の規定による地震災害警戒本部長の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係る措置に要した費用についてそれぞれ準用する。

(強化地域に係る地震防災訓練の実施)

第32条 第3条第1項の規定による強化地域の指定があったときは、当該地域に係る指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策に実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、それぞれ又は共同して地震に係る防災訓練を行わなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の地震に係る防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

3 第1項に規定する者は、同項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(科学技術の振興等)

第33条 国は、地震の発生を予知するため、地震に関する観測及び測量のための施設及び設備の整備に努めるとともに、地震の発生の子知に資する科学技術の振興を図るため、研究体制の整備、研究の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(特別区についてこの法律の適用)

第34条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

(政令への委任)

第35条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条第3項の規定による都道府県知事(同条第4項の規定により権限に属する事務の一部を行う市町村長を含む。)の協力命令又は保管命令に従わなかった者

(2) 第27条第5項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長(第15条において準用する災害対策基本法第28条の5第1項の規定により権限の委任を受けた職員を含む。)の保管命令に従わなかった者

第37条 第24条の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかった車両の運転者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条第3項(同条第4項の規定による権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。)又は第5項(第15条において準用する災害対策基本法第28条の5第1項の規定による権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(2)第27条第3項又は第5項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は拘留に処する。

(1)第20条において準用する災害対策基本法第52条第1項の規定に基づく内閣府令によって定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者

(2)第26条第1項において準用する災害対策基本法第63条第1項の規定による市町村長又は同条第2項の規定による警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第36条又は第38条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和53年政令第384号で同年12月14日から施行)

附 則〔令和6年5月24日法律第37号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第14条の規定は、公布の日から施行する。

〔令和6年10月政令313号により、令和6年10月23日から施行〕

(政令への委任)

第14条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

5. 原子力災害対策特別措置法（抄）

（平成 11 年 12 月 17 日号外法律第 156 号）

最終改正 令和 5 年 6 月 16 日号外法律第 58 号

（目的）

第 1 条 この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「規制法」という。）、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。
- （2）原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。
- （3）原子力事業者 次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。
 - イ 規制法第 13 条第 1 項の規定に基づく加工の事業の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ロ 規制法第 23 条第 1 項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む、船舶に設置する試験研究用等原子炉についての許可を除く。）を受けた者
 - ハ 規制法第 43 条の 3 の 5 第 1 項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ニ 規制法第 43 条の 4 第 1 項の規定に基づく貯蔵の事業の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ホ 規制法第 44 条第 1 項の規定に基づく再処理の事業の指定（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ヘ 規制法第 51 条の 2 第 1 項の規定に基づく廃棄の事業の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ト 規制法第 52 条第 1 項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第 56 条の 3 第 1 項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）
- （4）原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

- (5) 緊急事態応急対策 第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。
- (6) 原子力災害予防対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。
- (7) 原子力災害事後対策 第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。
- (8) 指定行政機関 災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。
- (9) 指定地方行政機関 災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。
- (10) 指定公共機関 災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。
- (11) 指定地方公共機関 災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。
- (12) 防災計画 災害対策基本法第2条第7号に規定する防災計画及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画をいう。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第4条第1項及び第5条第1項の責務を遂行しなければならない。

（関係機関の連携協力）

第6条 国、地方公共団体、原子力事業者並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（原子力緊急事態宣言等）

第15条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

(1) 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

(2) 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

(1) 緊急事態応急対策を実施すべき区域

(2) 原子力緊急事態の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第1項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第1号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本

法第60条第1項及び第6項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

- 4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

（1）原子力災害事後対策を実施すべき区域

（2）前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

（都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部の必要的設置）

第22条 原子力緊急事態宣言があったときは、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県知事及び市町村長は、当該原子力緊急事態に関し災害対策基本法第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部を設置するものとする。

- 2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があったときは、前項の規定により設置された都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部のうち、当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域を管轄する都道府県知事又は市町村長により設置されたものは、引き続き、設置されるものとする。

（原子力災害合同対策協議会）

第23条 原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

- 2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、前項の規定により組織された原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部並びに前条第2項の規定により存続する都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部がそれぞれ実施する原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとする。

- 3 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

（1）原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員

（2）都道府県災害対策本部長又は当該都道府県災害対策本部の都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者

（3）市町村災害対策本部長又は当該市町村災害対策本部の市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者

- 4 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

- 5 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策拠点施設とする。

（緊急事態応急対策及びその実施責任）

第26条 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

（1）原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

（2）放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

（3）被災者の救難、救助その他保護に関する事項

- (4) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
 - (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - (6) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (7) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- 2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。
- 3 原子力事業者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。
- （原子力災害事後対策及びその実施責任）
- 第 27 条 原子力災害事後対策は、次の事項について行うものとする。
- (1) 原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査
 - (2) 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
 - (3) 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の発散の状況に関する広報
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により原子力災害事後対策に責任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、原子力災害事後対策を実施しなければならない。
- 3 原子力事業者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。
- （市町村長の避難の指示等）

第 27 条の 2 前条第 1 項第 1 号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体を当該原子力災害から保護し、その他当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、

及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先又は退避先として第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第49条の4第1項の指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 前条第1項第1号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先若しくは退避先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を原子力災害対策本部長及び都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

附則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（平成12年4月政令194号により、平成12年6月16日から施行）

- (1) 第2条第3号ハ及び第34条第1項第2号（第2条第3号ハに係る部分に限る。）の規定 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第75号）附則第1条第1号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日〔平成12年6月16日〕
- (2) 第7条第2項、第12条第2項、第28条第1項の表第21条の項、第37条並びに附則第7条、第13条及び第14条の規定 この法律の公布の日
- (3) 附則第15条の規定 中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日〔平成12年12月22日〕

（附則以下省略）

6. 水防法

(昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号)

最終改正 令和 5 年 5 月 31 日法律第 37 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和 23 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第 36 条第 1 項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第 4 章までにおいて同じ。）の活動、1 の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防ための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 7 条（同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第 7 条第 3 項において同じ。）及び同法第 9 条第 2 項又は第 5 項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が河川法第 9 条第 2 項に規定する指定区間内の一級河川（同法第 4 条第 1 項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者、同法第 25 条の 11 第 1 項に規定する流域下水道管理者及び同法第 27 条第 1 項に規定する都市下水路管理者をいう。第 7 条第 4 項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第 2 章 水防組織

(市町村の水防責任)

第 3 条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合同規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 2 以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とす

る。

- 7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 全長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道

府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める水防管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつては洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第14条の2第1項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力

を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第1項において同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第14条の2 都道府県知事は、第13条の2第1項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第2項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第14条の3 都道府県知事は、第13条の3の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

(1) 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項、第13条の2若しくは第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(1) 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第9項に規定する自衛水防組織の構成員

(2) 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

- (3) 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項
- (2) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する2以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求に応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第 27 条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第 28 条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第 29 条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第 30 条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第 31 条 2 以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第 32 条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第 43 条の 2 において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

(1) 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

(2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

- 3 第 1 項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 25 条、第 26 条及び第 28 条の規定の適用については、第 19 条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第 21 条第 1 項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第 2 項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第 22 条中「水防管理者」とあり、第 25 条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第 26 条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第 28 条第 1 項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第 2 項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

第 32 条の 2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第 32 条の 3 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第 54 条第 1 項第 3 号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第 4 章 指定水防管理団体

(水防計画)

第 33 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第 1 項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第 1 項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第 7 条第 2 項から第 4 項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第 34 条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第 35 条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第 5 章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第 36 条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雑則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第 51 条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第 8 章 罰則

第 52 条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第 53 条 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 121 条の規定の適用がある場合を除き、第 14 条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金又は拘留に処する。

- (1) みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- (2) 第 20 条第 2 項の規定に違反した者
- (3) 第 49 条第 1 項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則 (抄)

- 1 この法律は、公布の日から起算して 60 日を経過した日から施行する。

(附則以下省略)

7. 豊橋市自主防災組織

(1) 豊橋市自主防災組織設置推進要綱

1 趣旨

大地震の発生により火災が同時多発し、かつ、道路の損壊、建物の倒壊、消火栓施設の損壊等が起ったような場合、又は河川の増水等により浸水の危険が生じ、特に通信網のと絶あるいは道路、橋の決壊流失により孤立化したような場合には、防災関係機関による消防防災活動の機能が著しく減退することが考えられる。

このような事態に備えて、地震等による被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民又は施設の関係者による自主的、組織的な防災活動に負うところが大きい。

このことから、地震等による災害の防止又は軽減を図るため、地域住民による自主的な防災組織の設置を推進するものとする。

2 設置推進機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、市が推進するものとする。

なお、防災関係機関は、有機的連携のもとに市の設置推進活動に積極的に協力するものとする。

3 地域の自主防災組織の設置

住民の各地域における自発的な防災組織の設置の推進を図ろうとするものである。

(1) 自主防災組織の重点推進地区

全市的に設置を推進させるが、特に次の被災危険の高い地域に重点をおいて、推進を図るものとする。

- ア 市街地、特に家屋等が密集している地域
- イ 消防水利の不足している地域
- ウ 道路事情等により消防活動の困難な地域
- エ 浸水多発地域

(2) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織の形成単位は、次の事項の基本的考え方に基づき、町単位に結成し、校区ぐるみで設置を推進するものとする。

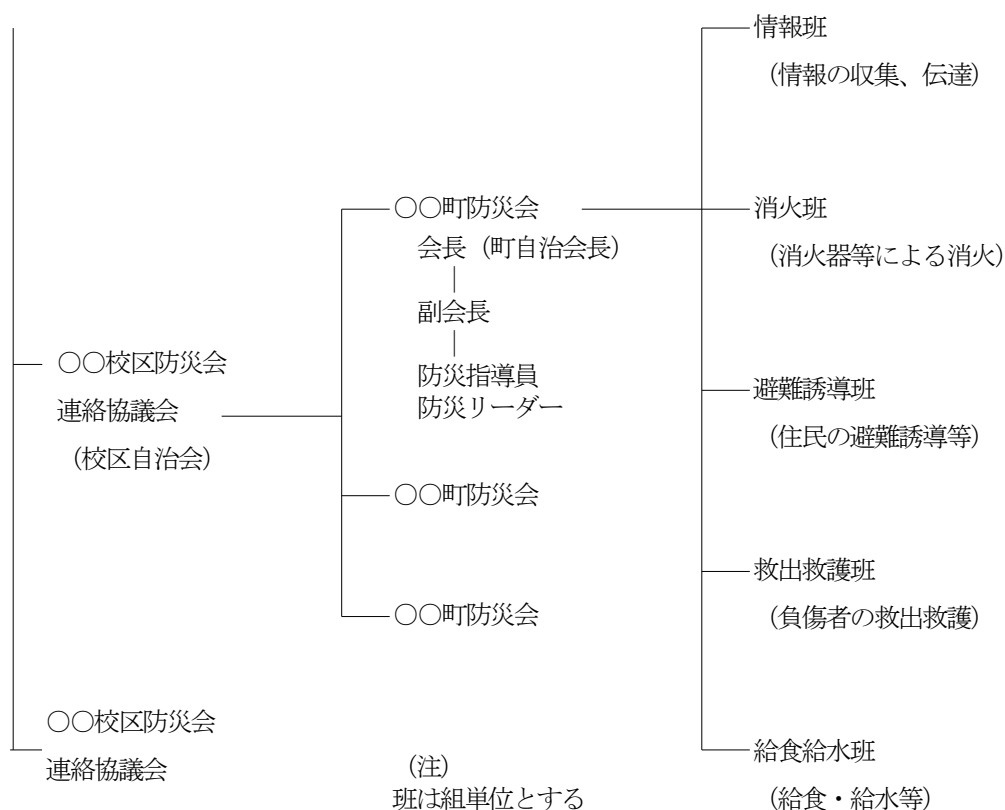
- ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

ア 基礎的住民自治組織である町自治会組織を基盤に、その自治活動の一環としての防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 自主防災組織は、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、活動班を編成するが、町自治会区域を単位とした場合、次のような編成が一般的と考えられる。

〔編成例〕



4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次に掲げる平常時の活動及び災害時の応急活動を行うものとするが、効果的な活動を行うため、各項目について、具体的な計画を策定しておくものとする。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及に関すること。

地域住民の防災意識を高揚するため、防災知識の普及を行う。

イ 火気使用設備器具等の点検に関すること。

火気使用設備器具、危険物品等大地震発生時、被害の発生又は拡大の原因となるものを点検し、対策を講じておく。

ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄に関すること。

消火用資機材、応急手当用医療品、救助工作用資機材等防災活動に必要な資機材を備蓄する。

エ 防災訓練の実施に関すること。

災害発生時の応急活動が的確に行いよう防災訓練を実施し、必要な知識、技術を習得しておく。

(2) 災害時の応急活動

ア 情報の収集及び伝達に関すること。

被害状況等を正確かつ迅速には握し、適切な応急措置をとるため、市等防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民に伝達する。

イ 出火防止及び初期消火に関すること。

地震等が発生した場合は、直ちに各家庭に対し、火の始末を呼びかけ、出火した場合は消火にあたる。

ウ 避難に関すること。

避難命令が出た場合、地域住民が避難地へ混乱なく、安全に避難できるよう誘導する。

エ 被災者の救護、救助その他保護に関すること。

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。

オ 給食及び給水に関すること。

炊出し及び食品、飲料水の配給にあたる。

5 自主防災組織の設置推進活動

市は、自主防災組織設置の推進を図るため、防災関係機関との連携を図りながら、次の活動を実施する。

(1) 広報活動

隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

(2) 防災教育

町自治会等、地域の防災指導者を対象に、自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害並びに防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

(3) 防災物品の助成

自主防災組織の基礎づくりと、その活動を促進するため、設置団体に対し、必要な資機材等の供与、あつ旋等を行うものとする。

(4) 防災訓練

自主防災組織が実施する防災訓練に対し、助言協力する。

6 実施日

この要綱は、昭和 52 年 5 月 1 日から実施する。

附則 (抄)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 豊橋市自主防災組織設置助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は市民による地域の自主防災組織（以下「団体」という。）の設置について必要な助成を行い、これを育成することにより、もって地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(助成措置)

第2条 市長は、地域団体が豊橋市自主防災組織設置推進要綱の定めるところに準拠し、団体を設置したときは、当該団体に活動上必要な資器材等を交付することができる。

(助成の限度額等)

第3条 現物給与の方法によるものとし、予算の範囲内で市長が定める。

2 助成は、1団体につき、1回限りとする。

(申請手続)

第4条 この要綱による助成措置を受けようとする団体は、助成措置適用申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、団体結成後速やかに提出しなければならない。

(適用通知)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、申請事項を調査し、助成措置を必要と認めたときは、助成措置適用決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(変更届)

第6条 団体は、第4条の規定により提出した申請書の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(雑則)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和52年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和56年8月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

*様式は省略

8. 災害救助法施行細則

昭和 40 年 10 月 29 日規則第 60 号

最終改正 令和 2 年 12 月 28 日規則第 80 号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。） 、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。） 及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。） の施行に関する事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(救助実施区域の公告)

第 3 条 知事は、法による救助（以下「救助」という。） を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第 4 条 削除

(救助の程度、方法及び期間)

第 5 条 令第 3 条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号） に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

(物資の保管等に関する公用令書等)

第 6 条 規則第 1 条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第 8 条において「公用令書等」という。） は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第 1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第 2
- 3 公用変更令書 様式第 3
- 4 公用取消令書 様式第 4

(受領書)

第 7 条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第 8 条 第 6 条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第 5） に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第 9 条 規則第 2 条第 3 項の受領調書は、様式第 6 による。

2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第 10 条 規則第 3 条第 1 項の損失補償請求書は、様式第 7 によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

1 公用令書 様式第8

2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

附則

1. この規則は、公布の日から施行する。

2. 愛知県災害救助法施行細則(昭和23年愛知県規則第5号)は廃止する。

別表第1（第15条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例(昭和29年愛知県条例第1号)別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

別表第2（第19条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者	事故発生の前1年間に於けるその者の所得(当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額(以下「基準収入額」という。)に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間に於ける所得の額の平均額を365で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者(以下「協力者」という。)	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)第五条に規定する給付基礎額の例による額

様式第1
(第6条関係)

物資保管第 号					物資保管第 号				
公 用 令 書					受 領 書				
住 所					年 月 日				
氏 名					愛知県知事 殿				
(名称及び代表者氏名)					住 所				
災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり物資の保管を命じます。					氏 名				
年 月 日					(名称及び代表者氏名)				
愛知県知事 氏 名 印					公用令書を受領しました。				
種 類	数量	保 管 場 所	保管期間	備 考					
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

様式第2
(第6条関係)

物資収用施設管理土地家屋使用物資第 号							物資収用施設管理土地家屋使用物資第 号						
公 用 令 書							受 領 書						
住 所							年 月 日						
氏 名							愛知県知事 殿						
(名称及び代表者氏名)							住 所						
災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり収用管理します。							氏 名						
年 月 日							(名称及び代表者氏名)						
愛知県知事 氏 名 印							公用令書を受領しました。						
種類 名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備 考						
						・	・						
						・	・						
						・	・						
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。													

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

様式第3
(第6条関係)

第 号 公 用 変 更 令 書 住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名) 災害救助法第9条第1項の規定による処分（公用令書 年 月 日 第 号）を、次のとおり変更しました。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">変更前の処分の内容</td><td style="width: 50%;">変更後の処分の内容</td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></table> 注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。	変更前の処分の内容	変更後の処分の内容			<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">公用変 更令書</td><td style="width: 50%;">第 号</td></tr></table> 受 領 書 年 月 日 愛知県知事 殿 住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名) 公用変更令書を受領しました。	公用変 更令書	第 号
変更前の処分の内容	変更後の処分の内容						
公用変 更令書	第 号						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

様式第4
(第6条関係)

第 号 公 用 取 消 令 書 住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名) 災害救助法第9条第1項の規定による処分（公用令書 年 月 日 第 号）を取り消しました。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">公 用 取消令書</td><td style="width: 50%;">第 号</td></tr></table> 受 領 書 年 月 日 愛知県知事 殿 住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名) 公用取消令書を受領しました。	公 用 取消令書	第 号
公 用 取消令書	第 号		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

様式第 5
(第 8 条関係)

強 制 物 件 台 帳												
公 用 令 書	物 資 保 管		第 号				年 月 日					
	物 資 収 用											
	施 設 管 理											
	土地 家屋 物資 使 用											
所有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）												
占有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）												
公用令書の内容	種 名	類 称	数 量	保 管 場 所 又 は 所 在 所	範 囲	期 間	引 期	渡 日	引渡場所	備 考		
変更事項及びその理由												
取 消 理 由												
損 失 補 償	種 名	類 称	請求額	請 求 日 年 月 日		請求者	補償額	補 償 日 年 月 日			備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 6

(第 9 条関係)

受 領 調 書			
災害救助法第 9 条第 1 項の規定により ^{収用} _{使用} する物資を、次のとおり受領しました。			
よつて、受領調書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を所持するものとします。			
年 月 日			
受領者			
愛知県職員			
氏 名			
物資の所有者又は占有者			
氏 名			
公 用 令 書	物資収用	第 号	年 月 日
	物資使用		
種 類 及 び 数 量			
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 7
(第 10 条関係)

損 失 補 償 請 求 書			
		年 月 日	
愛知県知事 殿			
		住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名)	
災害救助法第 9 条第 2 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定による損失 補償として、下記の金額を請求します。			
請求金額		円	
請求理由			
公 用 令 書	物 資 保 管	第 号	年 月 日
	物 資 収 用		
	施 設 管 理		
	土地 家屋 使 用 物資		
添付書類			
1 算出明細書			
2 受領調書（写し）			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第8
(第11条関係)

(表)

従事命令第 号		従事命令第 号	
公 用 令 書		受 領 書	
住 所		年 月 日	
職 業		愛知県知事 殿	
氏 名		住 所	
年 月 日生		職 業	
(名 称 及 び 代表者氏名)		氏 名	
災害救助法第7条第1項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。		年 月 日生	
年 月 日		(名 称 及 び 代表者氏名)	
愛知県知事 氏 名 印			
従事する業務			
従事する場所			
従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
出頭する日時及び場所			
備 考			
		公用令書を午前 時 分受領しました。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

(裏)

	公用令書の交付を受けた者の心得 1 この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、直ちに知事に提出してください。 2 あなたは、この令書を持つて指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。 3 あなたが負傷、病気等により指定の日時に出席できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。 4 あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。 5 あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
--	---

様式第9
(第11条関係)

取消従事 命 令 第 号 公 用 取 消 令 書 住 所 職 業 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名) 災害救助法第7条第1項の規定による処分（公用令書 年 月 日 第 号）を取り消しました。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してくださ い。	取消従事 命 令 第 号 受 領 書 年 月 日 愛知県知事 殿 住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名) 公用取消令書を受領しました。
---	---

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

様式第 10
(第 13 条関係)

救 助 従 事 者 台 帳									
公 用 令 書		第			号		年 月 日		
従事者	住 所				職 業				
	氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名)				生年月日				
従 事 す る 業 務									
従 事 す る 場 所									
従 事 す る 期 間		年 月 日		から		年 月 日		まで 日間	
出頭する日時及び場所									
公用令書取消理由									
負傷、病気、死亡事故発生の日時及び場所									
事故発生の原因及び状況									
傷病名、傷病の程度及び身体の状況									
備 考									
事故発生するとき、本人と親族関係にあつた主な者の状況		氏 名	本人との続 ぎ 柄	生年月日		職業	備 考		
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
実 費 弁 償		実 費 弁 償 の 内 訳				支 給 年 月 日	備 考		
		日 当	超過勤務手当	旅 費	計				
		円	円	円	円	・ ・			
扶 助 金		扶 助 金 の 種 類		金 額	支給年月日		備 考		
				円	・ ・				
					・ ・				
					・ ・				
					・ ・				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 11
(第 14 条関係)

従 事 不 能 届		
年 月 日		
愛知県知事 殿		
住 所		
職 業		
氏 名		
年 月 日生		
(名 称 及 び 代表者氏名)		
災害救助法第 7 条第 1 項の規定による公用令書（ 年 月 日従事命令第 号）の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事するこ とができないので、関係書類を添えてお届けします。		
記		
理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 12
(第 16 条関係)

実 費 弁 償 請 求 書			
年 月 日			
愛知県知事 殿			
住 所			
職 業			
氏 名			
(名 称 及 び 代表者氏名)			
災害救助法第 7 条第 5 項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。			
請求金額		円	
公 用 令 書	従 事 命 令	第 号	年 月 日
従 事 し た 業 務			
従 事 し た 場 所			
従 事 し た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
添付書類			
算出明細書			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 13

(第 17 条関係)

(表)

第	号	証	票
		所 属	
		職 名	氏 名
上記の者は、災害救助法第10条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。 なお、この証票の有効期間は、 年 月 日までとする。 年 月 日交付 愛知県知事 氏 名 印			

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

災害救助法抜粋 (都道府県知事等の立入検査等) 第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。 3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。 (指定行政機関の長等の立入検査等) 第6条 1及び2 略 3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。 4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。 5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第 14
(第 18 条関係)

療養 休業 障害 遺族 葬切						扶 助 金 支 給 申 請 書						年 月 日		
愛知県知事 殿												住 所		
氏 名												印		
災害救助法第 12 条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。														
申請金額 円														
公 用 令 書		第 号				年 月 日								
従事者又は協力者	住 所						職 業							
	氏 名						生年月日		・ ・					
従事又は協力していた救助業務														
事故発生の日時及び場所														
事故発生の原因及び状況														
傷病名、傷病の程度及び身体状況														
療養又は休業を要する見込期間														
事故発生の際、本人と親族関係にあった主な者の状況			氏 名	本人との続 き 柄	生年月日	職業	備 考							
					・ ・									
					・ ・									
					・ ・									
添付書類														
算出明細書														

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

内閣府告示第二百二十八号

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章 救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮

設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、一人一日当たり三百六十円以内とすること。

ニ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

二

応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、

七百八万九千円以内とすること。

(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

(5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

(7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

(1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

(2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定め

るところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とすること。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたまり等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をも

って行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合において、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を算ずる額
夏季	二百三十円	二百六十円	三千七百八十円	四千二百六十円	五千五百八十円	八千五百円
冬季	三千七百三十円	四千五百三十円	六万六千六百六十円	七万九千六百九十円	八万三千三百九十円	一万二千三百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を算ずる額
夏季	六千七百円	八千九百円	一万三千四百三十円	一万六千三百六十円	二万五千五百円	二万九千九百円
冬季	一万七千円	一万四千円	一万九千四百三十円	二万三千三百六十円	二万九千九百円	三万九千九百円

百円	千円	千九百円	千六百円	千八百円
----	----	------	------	------

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬこと。

(医療及び助産)

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分

に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の第三項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の第二項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了すること。

(生業に必要な資金の貸与)

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行うものであること。

二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とするこ

と。

イ 生 業 費 一件当たり 三万円

ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千円

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利 子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)、及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。
イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、

又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 五千五百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千八百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千三百円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである

こと。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災

害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万三千九百円以内とすること。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百三十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

前 文〔抄〕（平成二十六年三月三十一日内閣府告示第十九号）
平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十四号）
平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十八年三月三十一日内閣府告示第一百十二号）
平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十五号）
平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成三十年三月三十日内閣府告示第五十一号）
平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成三十一年四月一日内閣府告示第三十七号）

前 文〔抄〕（令和元年九月三十日内閣府告示第八十九号）
令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和元年十月二十三日内閣府告示第三百七十八号）
公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

前 文〔抄〕（令和三年五月二十日内閣府告示第七十一号）
令和三年五月二十日から適用する。

前 文〔抄〕（令和三年六月十八日内閣府告示第七十六号）
公布の日から施行する。

前 文〔抄〕（令和四年三月三十一日内閣府告示第三十七号）
令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和五年三月三十一日内閣府告示第三十六号）
令和五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和五年六月十六日内閣府告示第九十一号）
公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和六年八月一日内閣府告示第二百二号）
公布の日から施行し、改正後の規定は令和六年七月九日から適用する。

前 文〔抄〕（令和七年三月三十一日内閣府告示第四十二号）
令和七年四月一日から適用する。

10. 避難指示等の判断基準

(1) 三類型の避難指示等一覧

警戒レベル	発令内容	発令時の状況	住民に求める行動
3	高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	- 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
4	避難指示	- 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 - 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	- 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 - 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。
5	緊急安全確保	災害が発生している状況	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

(2) 水害

避難指示等は、以下の基準を参考として、河川巡視、降雨量、今後の気象予測等を総合的に判断して、避難の必要がある場合に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

【一級河川】

一級河川 豊川	警戒レベル3 高齢者等避難	豊川及び豊川放水路の氾濫警戒情報が発表され、当古水位観測所の水位が 6.20m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき
	警戒レベル4 避難指示	①豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、当古水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.10m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①堤防の決壊・水があふれる・浸水を確認 ②豊川及び豊川放水路の氾濫発生情報が発表され、当古水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.10m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

一級河川 豊川 (賀茂霞)	警戒レベル3 高齢者等避難	石田水位観測所の水位が 4.70m を越え、更に同観測所の水位が上昇しているとき (1 時間後に浸水が開始)
	警戒レベル4 避難指示	石田水位観測所の水位が 6.20m を越え、更に同観測所の水位が上昇しているとき又は 豊川及び豊川放水路に氾濫警戒情報が発表されたとき
	警戒レベル5 緊急安全確保	石田水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.40m を越え、更に同観測所の水位が上昇して いるとき、又は豊川及び豊川放水路に氾濫発生情報が発表されたとき

一級河川 豊川 (下条霞)	警戒レベル3 高齢者等避難	石田水位観測所の水位が 6.20m を越え、更に同観測所の水位が上昇しているとき (1.5 時間後に浸水が開始)
	警戒レベル4 避難指示	石田水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.40m を越え、更に同観測所の水位が上昇して いるとき、又は豊川及び豊川放水路に氾濫危険情報が発表されたとき
	警戒レベル5 緊急安全確保	石田水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.40m を越え、1.5 時間経過して更に同観測所の 水位が上昇しているとき、又は豊川及び豊川放水路に氾濫発生情報が発表されたとき

一級河川 豊川 (牛川霞)	警戒レベル3 高齢者等避難	石田水位観測所の水位が 6.20m を越え、更に同観測所の水位が上昇しているとき、又 は豊川及び豊川放水路に氾濫警戒情報が発表されたとき (2 時間後に浸水が開始)
	警戒レベル4 避難指示	石田水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.40m を越え、更に同観測所の水位が上昇して いるとき、又は豊川及び豊川放水路に氾濫危険情報が発表されたとき
	警戒レベル5 緊急安全確保	石田水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.40m を越え、2 時間経過して更に同観測所の水 位が上昇しているとき、又は豊川及び豊川放水路に氾濫発生情報が発表されたとき

一級河川 豊川放水路	警戒レベル3 高齢者等避難	豊川及び豊川放水路の氾濫警戒情報が発表され、放水路第一水位観測所の水位が避難 判断水位 9.10m に達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、放水路第一水位観測所の水位が氾濫 危険水位 9.10m に達することが予想され、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①豊川及び豊川放水路の氾濫発生情報が発表され、放水路第一水位観測所の水位が氾濫 危険水位 9.10m に達することが予想され、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき ②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

【二級河川】

二級河川 柳生川	警戒レベル3 高齢者等避難	花田水位観測所の水位が避難判断水位 2.60m に達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①氾濫危険水位到達情報が発表され、花田水位観測所の水位が氾濫危険水位 3.50m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①花田水位観測所の水位が堤防高 4.10m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②堤防の決壊・水があふれるのを確認 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 梅田川	警戒レベル3 高齢者等避難	浜道水位観測所の水位が避難判断水位 3.05m に達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①氾濫危険水位到達情報が発表され、浜道水位観測所の水位が氾濫危険水位 3.70m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①浜道水位観測所の水位が堤防高 4.40m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②堤防の決壊・水があふれるのを確認 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 佐奈川	警戒レベル3 高齢者等避難	佐土水位観測所の水位が避難判断水位 2.45m に達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①氾濫危険水位到達情報が発表され、佐土水位観測所の水位が氾濫危険水位 2.80m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①佐土水位観測所の水位が堤防高 4.03m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②堤防の決壊・水があふれるのを確認 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 音羽川	警戒レベル3 高齢者等避難	国府水位観測所の水位が避難判断水位 2.40m に達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①氾濫危険水位到達情報が発表され、国府水位観測所の水位が氾濫危険水位 2.70m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①国府水位観測所の水位が堤防高 3.57m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②堤防の決壊・水があふれるのを確認 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 紙田川	警戒レベル3 高齢者等避難	豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、水位が護岸天端に達し、更に水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、堤防天端まで水位が上昇すると予想されるとき ②河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①破堤・越水を確認 ②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 境川（老津）	警戒レベル3 高齢者等避難	豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、水位が護岸天端に達し、更に水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、堤防天端まで水位が上昇すると予想されるとき ②河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①破堤・越水を確認 ②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

【その他】

その他の 一・二級 河川	河川名	豊川水系	間川、安川、馬越川、神田川、嵩山川、三輪川、朝倉川、内山川、江川
		柳生川水系	山中川、殿田川
		梅田川水系	内張川、西ノ川、浜田川、坪口川、落合川、精進川、境川（二川）、半尻川
	警戒レベル3 高齢者等避難	豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、水位が護岸天端に達し、更に水位の上昇が予想されるとき	
	警戒レベル4 避難指示	①豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、堤防天端まで水位が上昇すると予想されるとき ②河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認	
	警戒レベル5 緊急安全確保	①堤防の決壊、水があふれるのを確認 ②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認	

(3) 高潮災害

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や沿岸部の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区域名	三河湾沿岸部、豊川・柳生川・梅田川・佐奈川沿いの地域（支流含む）
警戒レベル3 高齢者等避難	① 高潮警報に切り替えられる可能性が高い注意報が発表されたとき（気象庁） ただし、明海町は、高潮注意報が発表され、越波のおそれがあると予想されるとき
警戒レベル4 避難指示	① 高潮警報が発表されたとき（気象庁） ② 地区の高潮防災施設からの越波・越流のおそれがあると予想されるとき
警戒レベル5 緊急安全確保	① 高潮氾濫発生情報が発表されたとき（愛知県） ② 地区の高潮防災施設からの越波・越流が発生したとき ③ 地区の高潮防災施設の損壊を確認したとき

(4) 土砂災害

避難指示等は、下段表の基準を参考に、①～④のいずれかに該当した場合、発令を検討する。

発令対象地域は、土砂災害に関するメッシュ情報の危険度表示区域に該当する土砂災害（特別）警戒区域に対し、今後の気象予測や土砂災害（特別）警戒区域の巡視等からの報告を含めて、総合的に判断して発令する。

警戒レベル3 高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達（朱色表示）」する場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高いと言及されている場合
警戒レベル4 避難指示	①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（紫色表示）」する場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	①土砂災害が発生した場合 ②山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

(5) 津波災害

【突発地震による津波災害】

津波は数センチの高さであっても、急で強い流れが生じ生命を驚かされる可能性があることから、気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合は、危険な地域から一刻も早く津波浸水想定域から避難する必要がある。このことから、市から発令する避難情報は原則として避難指示のみとする。

情報区分	具体的な判断基準	
	伊勢・三河湾	愛知県外海
避難指示	①伊勢・三河湾に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合 ②その他、著しく危険が切迫し緊急に避難を要する必要があると認められた場合	①愛知県外海に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合 ②その他、著しく危険が切迫し緊急に避難を要する必要があると認められた場合
	*津波注意報が発表された場合は、海岸堤防の外側にいる者や河口付近にいる者に対し避難指示を発令するものとする。（対象世帯・人口0で発令）	*津波注意報・津波警報が発表された場合は、海岸にいる者に対し避難指示を発令するものとする。（対象世帯・人口0で発令）

【遠隔地震による津波災害】

遠隔地震の場合は、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される場合があるため、必要に応じて避難指示を発令するものとする。

情報区分	具体的な判断基準	
	伊勢・三河湾	愛知県外海
市民への情報提供	気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を基に、津波に関する情報等を市民へ情報提供を行う。	
避難指示	①伊勢・三河湾に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合	①愛知県外海に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合
	②その他、著しく危険が切迫し緊急に避難を要する必要があると認められた場合	②その他、著しく危険が切迫し緊急に避難を要する必要があると認められた場合
	*津波注意報が発表された場合は、海岸堤防の外側にいる者や河口付近にいる者に対し避難指示を発令するものとする。(対象世帯・人口0で発令)	*津波注意報・津波警報が発表された場合は、海岸にいる者に対し避難指示を発令するものとする。(対象世帯・人口0で発令)

【南海トラフ地震臨時情報発表時における避難判断】

避難指示等は、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」に基づき、事前避難対象地域に対し避難指示を発令する。

情報区分	具体的な判断基準
市民への情報提供	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
避難指示	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合